耳納北麓観光拠点施設

(久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館)

指定管理者管理運営業務仕様書



令和3年6月

久留米市商工観光労働部観光·国際課

目 次

1		目	的	3
2		施	設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3		指	定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4		法	令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5		業	務の委託等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6		環	境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7		暴	力団の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8		個	人情報の保護と情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9		会	計年度および会計処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	О		障害者差別の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	1	-	指定管理者の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	2	J	職員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	3	-	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	4	ĵ	危機管理対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1	5	,	災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1	6	1	備品等の帰属・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1	7	Ş	モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1	8	,	モニタリングの項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	9	-	指定管理者に対する監督・監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	О	-	指定管理開始準備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	1		指定管理者に対する指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	2	-	指定期間の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	3	Ź	行政財産の目的外使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	4	-	事務スペース等の使用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

25 その)他 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
【別紙1】	施設の秩序保持及び安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
【別紙2】	施設の清掃及び消毒について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
【別紙3】	施設の維持及び保守について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
【別紙4】	リスク分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
【別紙5】	貸与品一覧 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23

耳納北麓観光拠点施設 指定管理者管理運営業務仕様書

1 目的

本仕様書は、久留米市立草野歴史資料館、山辺道文化館及び久留米市世界のつばき館(以下「耳納 北麓観光拠点施設」という。)の指定管理者が行う管理運営業務を安全かつ円滑に遂行するため、そ の業務範囲と業務要領等を定めることを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 久留米市世界のつばき館(以下「つばき館」という。)

 - ·開館 平成26年3月
 - ・ 主な施設概要
 - ①構 造 ツバキ展示施設 鉄骨造ガラス葺平屋建 情報交流施設 木造ガルバリウム鋼板葺平屋建 テラス 鉄骨造折板葺
 - ②敷地面積 2439.95㎡
 - ③建築面積 659.65 m²
 - ④建築延べ面積 659.65 m²
 - ⑤施設内容 ・ツバキ展示施設 324m²

 - ・屋外交流スペース 48㎡ { テラス部 34.3㎡ ポーチ部 14.0㎡
 - ・ツ バ キ 庭 園 632㎡
 - ·駐 車 場 1,277㎡
- (2) 山辺道文化館(以下「文化館」という。)

 - ·開館 平成10年10月
 - 主な施設概要
 - ①構 造 本館棟 木造瓦葺 2 階建(一部地下 1 階有り) 倉庫棟 木造瓦葺平屋建
 - ②敷地面積 1899.19㎡
 - ③建築面積 270.45 m²
 - ④建築延べ面積 406.24 m²
 - ⑤施設内容 ・第 1 体 験 学 習 室 29.8㎡ ・第 2 体験 学 習 室 13.2㎡
 - ・第3体験学習室 13.2m ・応 接 室 18.6m

- ・地域の展示室 29.8㎡ ・休憩・談話室 16.6㎡
- ・体験学習室兼会議室 19.9 m² ・まちづくり会議室 49.7 m²
- (3) 久留米市立草野歴史資料館(以下「資料館」という。)
 - 所在地 久留米市草野町草野411番地1
 - ・開館 昭和59年2月
 - ・ 主な施設概要
 - ①構 造 木造瓦葺 2 階建
 - ②敷地面積 久留米市草野町草野 4 1 1 番地 1 266. 42 ㎡ 久留米市草野町草野 4 0 9 番地 1 154. 72 ㎡
 - ③建築面積 176.90 m²
 - ④建築延べ面積 203.90 m²
 - ⑤借用地面積(駐車場)久留米市草野町草野328番地5 231.41㎡久留米市草野町草野328番地9 223.81㎡の一部
 - ⑥施設内容 ・第1展示室 56.4m ・第2展示室 50.9m
 - ・第3展示室 12.0㎡ ・収 蔵 室 21.0㎡
 - 事 務 室 8.9㎡ 学 習 室 27.0㎡

3 指定管理者が行う業務の範囲

つばき館固有の業務

(1) 原種ツバキをはじめとする世界のツバキの展示及び育成、収集支援に関する業務

本業務の実施にあたっては、地元地域団体(平成29~令和3年度受託実績:草野校区まちづくり振興会)への委託等及び久留米市農政部みどりの里づくり推進課との連携により実施し、地域の緑花木振興を図ること。

- ※事業規模目安:330万円
- ①ツバキ展示施設及び屋外庭園においてツバキの展示、育成を行うこと。
- ②必要に応じ、市が行うツバキの収集に関する調査等に協力すること。なお、ツバキの取得は、市が行うものとする。
- (2) 体験交流、企画展の実施、特産品の販売等の観光振興に関する業務
 - ①主に情報交流施設を活用し、耳納北麓地域の特色を活かした体験交流イベント及び季節の花展示等を行うこと。実施にあたっては、地元地域団体(平成29~令和3年度受託実績:NPO法人元 気の里・耳納の恵み)への委託等により、地域に密着した資源の活用を図ること。なお、内容の詳 細については、別途久留米市と協議することとする。
 - ※事業規模目安:200万円
 - ②耳納北麓地域(概ねみどりの里·耳納風景街道エリアとする。以下同じ)の特産品を販売することで、施設の魅力向上を図ること。実施にあたっては、特産品に関する情報の発信及び地域経済の活性化に資するよう十分留意すること。
 - ③NPO法人元気の里・耳納の恵みが実施する特産物販売事業に対して、会場の無償提供等の支援を

行うこと。

文化館固有の業務

- (1) 地域の伝統文化と町並み等に関する地域情報の収集、保存及び展示に関する業務
 - ①地域の伝統文化の紹介及び展示
 - ア) 須佐能袁神社で実施されている須佐能袁神社御神幸祭及び若宮八幡宮で実施されている若宮 八幡宮御神幸祭(いずれも市指定無形民俗文化財)の神輿等については、継続して展示する こと。
 - イ)文化館にある寄託品の展示に努めること。
 - ウ) 展示品の借用を行うほか、展示品・寄託品等への保険に加入すること。
 - ②町並み保存地区等の紹介及び写真等の展示
 - ア) 久留米市伝統的町並み保存条例に基づく草野・紅桃林及び矢作の保存地区に関する資料、写真の展示に努めること。
- (2) 来館者数の確保に関する業務
 - ①文化館の活用の実施及びPRに関すること 物販及びまちづくり会議室のレストラン活用など、施設の有効活用及び魅力向上のための方策 を講じること。
 - ②山辺道文化交流協力会(以下「協力会」という。)の企画、運営及び事務処理に関すること
 - ア)協力会の事務局及び事務局長を担い、その運営及び事務処理を行うとともに、会議を開催すること。
 - イ) 体験教室及び企画展等を実施し、事業のPRに努めること。

資料館固有の業務

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関する業務
 - ※資料とは、歴史、民俗、考古、美術工芸等に関し、資料館が収集、保管する実物、複製、模型、図書、写真、フィルム、レコード等の資料をいう。
 - ※資料の取り扱いに関しては、市が定める「久留米市立草野歴史資料館収蔵資料取扱要綱」に基づき 行うものとする。
 - ①資料の収集
 - ア) 市の許可なく、資料の購入、寄贈受付、寄託受付等を行ってはならない。ただし、調査研究 のための安価な図書等の購入等はこの限りではない。なお、資料の取得は、市が行うものと する。
 - イ) 資料の寄贈申込、寄託申込があった場合は、学芸員の意見を付したうえで、速やかにその情報を市に伝えること。
 - ウ) 企画展の実施等に関し、必要に応じ資料の借用を行うこと。なお、借用にあたっては、借用 書発行等の措置をとり、指定管理者の責任により行うこと。
 - ②資料の整理
 - ア) 資料受付台帳(以下「資料台帳」という。) を整備すること。

- イ) 受付台帳における資料の所在を明確にしておくこと。
- ③資料の管理
 - ア) 資料は、損傷がないよう善良なる管理者として注意する義務のもと保存し、保険に加入する こと。
 - イ) 展示資料は、湿度計の設置による湿度管理のもと保存すること。
 - ウ) 収蔵室等の保管資料は、通常時の空調管理及び定期的な換気等を行い保存すること。
 - エ) 資料保管に際しては、虫、カビの発生等には十分に注意を払い、発生が認められる場合は、 適宜、市の指導等のもと対応を図ること。
- (2) 資料の調査研究及び展示公開に関する業務

本業務の実施にあたっては、地域の歴史に精通する学芸員有資格者に委託し、久留米市文化財保護課の協力を得ること。

ただし、学芸員有資格者を職員として資料館に配置する場合はこの限りでない。

- ①資料の調査研究
 - ア)地域との連携に努めること
 - イ) 地域の歴史等に関する問い合わせに対し、積極的に調査等に努め、対応すること
- ②展示公開
 - ア) 市の許可なく、展示公開資料の変更をしてはならない
 - イ) 展示資料及び付随事項について、入館者に対し積極的な説明、案内に努めること
 - ウ) 常設展示物の図録、目録の印刷物を作成すること
- ③歴史講座の開催
 - ア) 歴史講座を年1回以上開催すること
 - イ) 歴史講座に関連する印刷物の企画作成をすること
- ④企画展の開催
 - ア)企画展を年1回以上開催すること
 - イ) 企画展を開催するために必要な印刷物、看板の企画作成をすること
- (3) その他
 - ①草野歴史資料館協議会等の開催支援に関すること
 - ②久留米市所有の印刷物の販売に関すること

文化館・つばき館共通業務

(1) 耳納北麓地域の観光情報の収集及び発信に関する業務

耳納北麓地域の観光情報の収集及びパンフレット等の設置、掲示、問い合わせ対応等による提供、 つばき館ホームページ等による発信

(2) 耳納北麓レンタサイクル関連業務の実施

久留米観光コンベンション国際交流協会が行う耳納北麓レンタサイクル事業について、自転車の 設置及び管理、貸自転車業務を受託等の方法により実施することとし、利用促進に努めること。

(3) 使用許可、使用許可の取消し、その他の使用許可に関する業務

- ①貸室及び貸スペースの計画的管理、調整
- ②貸室及び貸スペースの予約・使用申込の受付、使用競合の調整
- ③使用申込書の受理、許可書の発行等 使用許可の判断については、必要に応じ市長の指示を受けること。
- ④付帯設備の管理、操作説明等

施設の付帯設備については、常に適正な管理を行い、利用者に対し操作等について適切な説明を 行うこと。

全施設共通業務

- (1) 来館者数の確保に関する業務
 - ①各施設における窓口対応、施設案内等
 - ②電話受付、耳納北麓地域の観光案内、公共交通機関案内業務等
 - ③パンフレット、ホームページ等による入館者数増加のための各施設のPRの実施
 - ④視察・メディアへの対応

施設への視察やTVなどのメディア等の対応は指定管理者で行い、その内容等については、市へ 事前に連絡すること。なお、借用物について、放送や新聞、雑誌等への掲載が予定されている場 合には、所有者の許可を得ること。

⑤年2回以上の施設間連携イベントの実施

次に掲げるイベントを各1回以上実施すること。

- ア) 地域イベント (「草野まちかど博物館」「久留米つばきフェア」等) との連携による地域及 び施設の魅力の拡大に資するもの
- イ) 閑散期における来訪機会の創出に資するもの
- (2) 利用料金の収受に関する業務

利用料金の収受、減額又は免除の決定等

- ア)資料館条例第7条、文化館条例第11条又はつばき館条例第15条に基づく利用料金を徴収するとともに、領収書を指定管理者名にて発行すること。
- イ)利用料金の減額及び免除について、資料館条例第9条、文化館条例第13条又はつばき館条 例第17条の規定により行うこと。
- (3) 施設の維持・管理に関する業務
 - ①施設の秩序保持及び安全対策に関する業務(別紙1参照)
 - ②緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導
 - ③施設の清掃及び消毒に関する業務(別紙2参照)
 - ④施設の維持及び保守に関する業務(別紙3参照)
 - ⑤施設が保有している諸設備全般の運転及び保守管理

(例:電気、消防、空調、給水、その他設備等)

⑥屋外の構築物及び諸設備の保守管理

(例:外溝、門扉、植栽、倉庫、駐車場(借用地含む)等)

⑦施設の管理及び軽微な修繕

- (8)備品等(借用資料を含む)の管理及び保守(軽微な修繕等)
- (4) その他市長が必要と認める業務
 - ①事業計画書、収支予算書及び事業報告書、収支決算書の作成
 - ②市等関係機関との連絡調整
 - ③指定期間開始前の引継ぎ事務及び事前教育
 - ④施設の管理運営全般のマニュアル作成及び職員に対する研修等の実施
 - ⑤指定期間終了に当たっての引継ぎ業務
 - ⑥施設の利用者に対して行うサービスの質に対する調査
 - ⑦各種統計等資料の作成、各種調査の回答
 - ⑧個人情報保護及び情報公開の対応
 - ⑨その他、耳納北麓観光拠点施設の運営にあたって必要な事項と認められること

4 法令等の遵守

耳納北麓観光拠点施設の管理に当たっては、本仕様書及び次の各号に掲げる法令のほか、関係法令、 条例、規則等の規定を遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- (4) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則
- (5) 久留米市世界のつばき館条例
- (6) 久留米市世界のつばき館条例施行規則
- (7) 山辺道文化館条例
- (8) 山辺道文化館条例施行規則
- (9) 久留米市立草野歴史資料館条例
- (10) 久留米市立草野歴史資料館条例施行規則
- (11) 障害者差別解消法
- (12) 久留米市個人情報保護条例
- (13) 久留米市情報公開条例
- (14) 久留米市行政手続条例
- (15) 久留米市環境方針

指定期間中に以上の法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

5 業務の委託等

指定管理者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 部分的な業務について、専門的知識を有する者等に委託することができる。

6 環境への配慮

指定管理者は、業務の実施にあたっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量等の環境への 負荷の低減に努めること。

7 暴力団の排除

- (1) 管理運営業務の実施にあたり暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)から妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに警察に通報するとともに市に報告しなければならない。
- (2) 管理物件の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の許可をせず、既に許可している場合においても許可を取り消す等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 市は、暴力団の排除のため、指定管理者について、必要に応じて警察に照会することができる。

8 個人情報の保護と情報公開

- (1) 耳納北麓観光拠点施設の管理を行うにあたって取り扱う個人情報については、久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)の規定のほか、市が示す取り扱い事項により適正な取り扱いをすること。
- (2) 公の施設の管理であることを認識し、久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号) の例により、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずること。

9 会計年度および会計処理

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

また、適正な会計処理を実施し、指定管理業務の実施に当たっては、以下のとおりとすること。

- (1) 施設の管理運営に係る収支について、会計上、指定管理者の他の事業の収支と明確に区別すること
- (2) 必要な会計書類等(会計帳簿、決裁書、契約書、請求書、領収書、通帳等)を、保存年限を定めて、 適切に整備、保管すること
- (3) 会計処理にかかるルールを明確に定めること
- (4)会計処理にかかる組織的なチェック体制を構築すること(複数名によるチェック、決裁手続、会計 監査など)

10 障害者差別の禁止

指定管理者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成 25 年法 律第 65 号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるこ と。

11 指定管理者の責任

(1) リスク分担

基本協定・年度協定によって、施設管理及び事業運営に係るリスクの負担区分を明確にして不測の事態に備えること。また、適切に対処して混乱を防ぐとともに、円滑な管理運営を行うこと(別紙4「リスク分担表」のとおり)。なお、管理運営の一部を再委託する場合においても、受託者との間に同様の備えを講ずるよう努めること。

(2) 損害賠償保険の加入

市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負うこととなる。一方、その損害が指定管理者の責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるので、指定管理者の負担により損害賠償保険に加入しなければならないものとする。なお、火災保険については市が加入する。

12 職員の配置

- (1) 3 施設の総合的管理業務を行う者(以下「館長」という。) 1 名及び館長を補佐する者(以下「副館長」という。) 2 名を選任すること。
- (2) 前号に掲げる館長の職務は次の通りとする。
 - ①施設の効率的、効果的な管理運営を安定して行うこと
 - ②市との連絡・調整に関すること
 - ③現場における従業員の指揮監督に関すること
 - ④適切な管理・運営に資するため、職員の技術・マナーの向上に努めること
 - ⑤事故・労働災害の防止に努めること
 - ⑥各種報告書の提出
 - ⑦その他指示事項に対する処置および報告等
- (3) 管理運営業務を実施するため、適正な職員を各施設に常時1名以上配置すること。ただし、館長はこれに含まない。
- (4)職員の配置及び勤務体制については、施設の管理運営及び利用者の対応等に支障無いよう配慮すること。
- (5) 防火管理者を選任すること。
- (6) 各種業務における責任体制を確立すること。
- (7)職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

13 協定の締結

- (1) 指定管理者としての指定議案が議決されたときは、市は指定の通知を行い、その後、市と指定管理者は次の事項について協定を締結するものとする。また、市及び指定管理者間において協定の改定が必要と認める場合は協議することができるものとする。
 - ① 管理業務に関する事項
 - ② 利用料金制度及び利用料金に関する事項
 - ③ 市が支払う管理費用に関する事項
 - ④ 事業の報告に関する事項
 - ⑤ 指定管理者が施設の管理運営により取得した個人情報の保護に関する事項
 - ⑥ 事故発生時の対応及び損害賠償に関する事項
 - ⑦ 指定管理者の指定の取消しに関する事項
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (2) 指定管理者は、協定締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。また、提出事項に変更が生じた場合も、速やかに提出するものとする。

- ①館長選任届
- ②業務従事者名簿(経歴、資格を記載したもの)
- ③職務分担表(配置計画、シフト表)
- ④緊急時の体制マニュアル (緊急連絡体制表及び非常時出動体制表など)

14 危機管理対応

緊急事態、非常事態、不測の事態については、遅滞なく適切な対応をすること。

15 災害対応

市内に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 1 号に規定するインフルエンザ等その他の 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、指定管理者は、施設の管理者として自らの管理 する施設の利用者、従業員その他の関係者の感染防止に努めなければならない。

16 備品等の帰属

(1) 久留米市が備え付ける備品は、貸与品一覧(別紙5)で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与するが、経年劣化等による備品の更新は、軽微なものは指定管理者で実施し、それ以外のものは市が利用状況や予算状況を勘案して実施する。

指定管理者の責任により滅失、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担しなければならない。この場合、当該備品は市に帰属するものとする。このため、指定管理者の所有物品として購入するものは、あらかじめ市と協議のうえ、購入しなければならない。

(市の所有となる備品の例)

- ・指定管理者が市から引き継いだ備品を更新するために購入する備品
- ・上記以外のもので、指定管理者がもっぱら利用者の利便性向上のために購入する備品

(指定管理者の所有となる備品の例)

- ・執務室で使用するパソコン、プリンター、金庫、書庫などのほか、市と事前協議のうえ、指定 管理者の備品と決したもの
- (2) 貸与品一覧に記載されている備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの(事務用品及び消耗品)は、指定管理者の負担で調達するものとする。なお、調達した物品は、指定管理者に帰属するものとする。

17 モニタリングの実施

(1)毎年度開始前に実施する内容(「事業計画書」の確認)

指定管理者は、「12 モニタリング等の項目」を踏まえ、年度毎の事業計画を市が別に指定する期日までに提出しなければならない。なお、事業計画書を途中で変更しようとする場合には、市と指定管理者の両者で協議して内容を変更することができるものとする。

(2) 月別に実施する内容

指定管理者は、「12 モニタリング等の項目」の(1)業務の履行状況の確認のキを除く項目について、毎月報告しなければならない。

(3) 四半期毎に実施する内容(「チェックシート」による確認)

指定管理者は、四半期の終了後、市が示す期日までに「12 モニタリング等の項目」に示した項目を踏まえ、市が別に示すチェックシートを提出しなければならない。確認等の結果、市が示す要求水準を満たしていないと判断したときは、指定管理者に対して業務の是正、改善を指示するとともに、必要に応じて改善策をまとめた改善計画書の提出を求めることがある。

(4) 毎年度終了後に実施する内容(「事業報告書」の確認と「モニタリングレポート」の作成)

指定管理者は、毎年度の終了後、市が指定する期日までに「12 モニタリング等の項目」に示した項目を踏まえ事業報告書を提出しなければならない。また、必要に応じて実地調査等を行い、指定管理者に対して説明を求めることがある。市は、確認等の結果、サービスレベルの要求水準の達成状況を判定したモニタリングレポートを作成し、指定管理者に対して通知を行う。

(5) アンケート調査(満足度調査)の実施

指定管理者は、「12 モニタリング等の項目(2)サービスの質に関する確認」に掲げる各項目を踏まえたアンケート調査(満足度調査)を実施し、サービスの向上に努めなければならない。

18 モニタリング等の項目

- (1)業務の履行状況の確認
 - ①事業、業務の履行状況
 - ア開館、休館日
 - イ 使用許可状況(文化館・つばき館のみ)
 - ウ 利用料金徴収状況(文化館及びつばき館は貸室・貸スペースごと)
 - 工 利用料金減額·免除状況
 - オ 施設の利用状況(利用者数)
 - カー自主事業等の実施状況
 - キ 実施体制 (職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)
 - ク 個人情報保護及び情報公開の対応状況
 - ケ 苦情対応状況(苦情件数、処理内容)
 - ②管理運営における基本事項
 - ア業務執行体制の評価
 - イ 書類等の整備、保管状況の評価
 - ウ 市担当との間での連絡調整状況の評価
 - ③施設の維持管理状況
 - ア 保守管理業務の実施状況
 - イ 清掃業務の実施状況
 - ウ環境衛生業務の実施状況

- エ 警備、安全業務の実施状況
- オ 外構、植栽管理業務の実施状況
- カ 備品管理の実施状況

(2) サービスの質に関する確認

- ①基本的事項
 - ア 職員の接客態度
 - イ 広報の実施状況
- ②運営業務
 - ア 予約、使用許可の状況
 - イ 利用者満足度の状況
 - ウ 自主事業等の状況

(3) サービス提供の安定性に関する確認

- ①指定管理施設の収入の状況(利用料金、事業収入、指定管理料、その他の収入など)
- ②指定管理施設の支出の状況(人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費など)
- ③自主事業に係る収支の状況(利用料金等の収入実績、事業に係る収支実績)
- ④団体の経営状況を説明する書類(事業報告書、収支決算書及び賃貸借対照表など)
- ⑤課税されている団体にあっては、直近1年分の納税証明書(国税、県税、市税)

19 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 市長は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務 内容又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い必要な指示を行うことができる。
- (2) 市長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う施設の管理運営業務に係る出納関連 の事務について監査を行うことができる。
- (3)管理運営業務に係る出納その他の事務は、監査委員による監査(地方自治法第119条第7項)、包括外部監査人による監査(地方自治法第252条の37)、個別外部監査人による監査(地方自治法第252条の42)の対象となる。

20 指定管理開始準備等

以下のとおり指定管理業務開始において事前に準備すること。

- (1) 指定管理業務開始前において、現行の施設管理者から業務引継ぎを受け、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、業務従事予定者に対して必要な研修等を行い、業務を習得させること。
- (2) 指定管理者の負担で準備する備品、消耗品類その他本業務の実施に必要となる物品等の調達、 必要書類作成、各種印刷物作成等を漏れなく行うこと。
- (3) 事前準備に係る費用については、指定管理者の負担とする。

21 指定管理者に対する指定の取り消し等

市長は、指定管理者が市の指示に従わないとき、又はその他当該指定管理者による管理を継続する ことが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一 部の停止を命じることができる。

22 指定期間の終了

- (1) 指定期間の終了に際し、市長または市長が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 指定期間終了までに、管理物件を現状に復旧し明け渡さなければならない。
- (3) 備品等については、市長または市長が指定する者に対し引き継がなかればならない。ただし、指定管理者に帰属する備品等については、指定管理者の責任で撤去すること。

23 行政財産の目的外使用

管理物件を使用する場合において、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の4第4項の規定に基づく行政財産の目的外使用を必要とする場合は、久留米市財産規則(昭和47年規則第36号)の定めるところにより市の許可を得なければならない。

24 事務スペース等の使用等

業務に必要な施設(事務スペース、休息室、便所等)は、指定期間中無償で使用させる。ただし、 損傷を与えた場合は、指定管理者の責任で弁償しなければならない。また、使用にあたっては、節水 及び節電に努めなければならない。

25 その他

この仕様書に記載のない事項については市長と協議する。

【別紙1】

耳納北麓観光拠点施設の秩序保持及び安全対策について

1 業務の範囲

次の建物及びその周辺の敷地内

- ・久留米市世界のつばき館(久留米市草野町矢作490番地2)
- ·山辺道文化館(久留米市草野町草野487番地1)
- ·久留米市立草野歴史資料館(草野町草野411番地1)

2 業務内容

秩序保持及び安全対策のため、人的警備又は機械警備により、火災、盗難、施設破損、不法侵入、 業務妨害等を防止すべく対応すること。

(1) 人的警備の場合

- ①建物内及び敷地内における警備
 - ・盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除
 - ・不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除
 - ・ビラ張り禁止、許可以外の物品販売規制、避難経路の確保、誘導体制確認、指示
 - ・郵便物の安全な受理及び不審物の有無の確認
 - ・閉館時の各出入口、各室及び各窓の施錠の確認
 - ・定時巡回は1日1回以上とし、施設及び施設周辺の巡回を行う

②駐車場の管理

- ・閉館時の残車台数と車両番号を確認し、恒常的な違法駐車に対しては、排除をするとともに、 悪質な場合には、市への連絡を行う。
- ③建物内及び敷地内における盗難及び火災の防止
 - 各消火設備の確認
 - ・火災発見と初期消火
- ④その他警備に付随する業務
 - ・貸室の鍵の開閉
 - ・事故発生時における関係者への通報連絡
 - ・建物内の消灯及び防犯灯の点灯、消灯の確認
 - ・美観の保持
 - ・業務日誌、巡回報告(以上毎日)、業務処理実績報告書(毎月)、事故報告書(随時)による業務報告

(2)機械警備の場合

- ①建物内における火災警備は必ず警備会社等による24時間監視を行うこと
 - ・警報装置を設置すること
 - ・警報のために専用回線を設置すること
 - ・開館時間と閉館時間での警備については、責任の分担を明確にすること
 - 各消火設備の確認

- ・火災発見と初期消火
- ②建物内における盗難、不法侵入、業務妨害、施設破損等に対する警備については必ず警備会社等による24時間監視を行う。ただし、有人の時間については、この限りではない。
 - ・ 警報装置を設置すること
 - ・警報のために専用回線を設置すること
 - ・開館時間と閉館時間での警備については、責任の分担を明確にすること
 - ・盗難、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除
 - ・不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除
 - ・ 設営時の立会、指導、警備
 - ・各出入り口、各室及び、各窓の施錠の確認
 - ・建物内及び敷地内における盗難及び火災の防止
- ③その他の警備に付随する業務
 - ・貸室の鍵の開閉
 - ・事故発生時における関係者への通報連絡
 - ・建物内の消灯及び防犯灯の点灯、消灯の確認
 - ・美観の保持
 - ・業務日誌、巡回報告、(以上毎日)、業務処理実績報告書(毎月)、事故報告書(発生随時)による業務報告

【別紙2】

施設の清掃及び消毒に関する業務について

1 業務の範囲

以下施設の建物及び建物内、敷地内構築物、敷地(駐車場借用地含む)及び外構その他

- ・久留米市世界のつばき館(久留米市草野町矢作490番地2)
- ·山辺道文化館(久留米市草野町草野487番地1)
- ·久留米市立草野歴史資料館(草野町草野411番地1)

2 業務内容

(1) 日常清掃(日常、又は使用状況に応じて実施する清掃)

日常清掃の実施要領は、作業箇所、材質等現場の状況に応じて概ね次のとおりとする。

①共用部分

共用部分の床、幅木、壁、天井、ガラス、金属、カーテン、照明器具、マット等は、来館者 に不快感を与えないよう清掃等により常に清潔保持に努める。

(ア) 建物内一般

- ・床面は、その材質等に応じ、ごみ、ほこりを除去し、汚れの甚だしいところは、適性洗剤を 用いて除去する。なお、水分については、モップ等で随時拭き取る。
- ・案内カウンター上の窓口及び低所部分(通常手の届く範囲)のガラスは常に空拭き又は洗剤 拭きを行い、金属部分は空拭きにより磨き上げる。
- ・展示スペースや展示ケースのガラス面等は、ほこりや垢がつきやすいので、ガラスの部分は 乾拭き又は洗剤拭きを行い、木や金属等の部分については空拭きにより汚れを除去する。
- ・展示品については、その展示品に見合った掃除方法とし、展示品を傷つけないようにする。
- ・くず入れ等は、常に巡回し、適切な処理を行う。
- ・窓枠、壁回り等は、材質等に応じ適切な方法によって清掃する。
- ・展示板、掲示板等は文字塗料等がはがれないように気をつけて、空拭き又は水拭きを行う。
- ・巡回により、紙屑、落ち葉、その他ごみの拾い掃きをする。

(イ) トイレ

- ・床は、ごみ等を除去した後、雑巾あるいはモップで水拭きを行う。
- ・ドア、間仕切り等は、水拭き又は空拭きを行う。
- ・衛生設備、鏡、化粧台等は、洗い拭きを行い、汚れは適性洗剤を用いて除去し、常に清潔に する。
- ・屑入れ、汚物の処理は、随時、適切に行い、常に良好な状態を保持する。
- ・トイレットペーパー、石鹸等は、使用に支障をきたさないよう随時巡回し、補給する。
- ・金属部分は空拭きにより磨き上げる。
- (ウ) 来館者駐車場、玄関前庭、植栽、構築物等
 - ・水洗、掃き清掃を主として行う。
 - ・塵芥集積場は、常に整理整頓し、清潔にする。
 - ・外構の植え込み等は、適時散水を行う。
 - ・金属部分は、空拭きにより磨き上げる。

・巡回により、吸殻、紙屑、落ち葉その他のゴミの拾い掃きを行う。

②専用部分

- ・床面は、その材質等に応じ、ごみ、ほこりを除去し、汚れの甚だしいところは、適性洗剤を 用いて除去する。なお、水分については、モップ等で随時拭き取る。
- ・くず入れ等は、常に巡回し、適切な処理を行う。
- ・窓枠、壁回り等は、材質等に応じ適切な方法によって清掃する。
- ・(文化館・つばき館)流し台、ガス台等は、洗い拭きを行い、汚れは適正洗剤を用いて除去し、 常に清潔にする。
- ・(文化館) 地下室は湿気が多いため、適宜、湿気の対応を行う
- (2) 定期清掃(定期的に実施する清掃)
 - ・展示スペースや展示ケースのガラス面等は、ガラスの部分はガラス用洗剤等を用いて磨き上げる。幅木や金属等の部分については空拭き等により磨き上げる。
 - ・土間部分については、適正洗剤等を用い洗浄し、荒拭きを行う。
- (3) 清掃に関する特記事項
 - ・洗剤等は、素地材質等を傷めないものを使用する。
 - ・収拾した塵芥等の館外搬出は、指定管理者が行うこと(経費は指定管理者負担)。
 - ・展示資料等の破損等がないように十分注意をすること。
 - ・取り扱い不注意により収蔵資料、付属設備に損傷を与えた場合は、速やかに市に連絡のうえ、原 則として指定管理者の負担において敏速に原形復旧するものとする。
 - ・定期的な巡視点検を行うこと。
 - ・施設設置の備品等におけるリース物品については、そのリース物品の清掃に関する取扱いを十 分考慮し行うものとする。

(4)消毒

①植栽等

樹木に虫等が寄生するなど、消毒が必要なものについては、随時消毒等の措置を行うこと。その際には、関係法令等を遵守のうえ、利用者、近隣住民等に衛生上の問題また不快を与えぬよう、配慮、措置を行うこと。

②その他室内エリア

建物内において虫やダニ等の発生が著しいときには、随時消毒を行うものとする。その際には、 適性消毒薬等を用いて、収蔵資料、利用者に不快や悪影響を及ぼさないよう配慮養生等を行い、 実施すること。

(5)草取り、樹木剪定

①来館者駐車場、玄関前庭、植栽等

美観保持につとめ、随時草取りや樹木剪定を行うものとする。

【別紙3】

耳納北麓観光拠点施設の維持及び保守に関する業務について

1 資格・免許

必要な資格保有者は次のとおりとする。

• 防火管理者 (消防法)

2 業務の範囲

以下施設の建物及び建物内、敷地内構築物、敷地(駐車場借用地含む)及び外構その他

- ・久留米市世界のつばき館(久留米市草野町矢作490番地2)
- ·山辺道文化館(久留米市草野町草野487番地1)
- ·久留米市立草野歴史資料館(草野町草野411番地1)

3 業務内容

- (1) 消防、空調、電話・電気、衛生、トイレ便器、建築物各設備の運転操作、監視、点検、保守、調整 及び軽微な修繕
- (2) 建築設備の軽微な補修
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)の規定に基づく建築物の維持管理

4 実施要領

- (1)消防設備業務内容
 - ①法定点検及び巡視点検による機能保全を行う。
 - ②誘導灯、非常照明など不点灯の管球は、取り替えるものとする
 - ③火災発生時における防災機器の運転操作
 - ④消防設備の軽微な修繕
 - ⑤消防設備の保守点検時、官庁検査時及び外注による修理時の立会
 - ⑥点検事項について保守点検時に、点検内容及び状況等を報告書に記載すること
- (2)空調設備業務内容
 - ①空調設備の設置における安全性確認
 - ②空調設備の運転状態を適宜確認し、異常音及び異常状態の報告
 - ③空調設備の給排気の吹出口、吸込口の清掃
 - ④空調設備の室外機の清掃
 - ⑤空調設備の軽微な修繕
 - ⑥空調設備の外注による修理時の立会い
 - ⑦点検事項について、保守点検時に文書にて毎回報告書を作成すること
- (3) 電話装置、電気設備装置保守点検業務内容
 - ①電話装置

基本回線、警報回線、電話機、電源装置、配線及びその他の機器装置の点検、調整、絶縁測定、 清掃及び故障の補修

②電気設備

下記の機器装置の点検、調整、絶縁測定、清掃及び故障の確認

- ブレーカー、照明、コンセント、スイッチ
- 備品台帳記載の電気設備備品
- ③電話、電気設備における不良のものは取り替えるものとする。又、不良品の交換については記録 し報告する。
- ④資料館の照明については、美術品用の照明を必ず設置すること。

(4) 衛生設備等業務内容

- ①水栓、衛生陶器具等の点検(水漏れ、目詰まりの応急補修を行うこと)
- ②便所内の扉軸部分の油差し(随時)
- ③換気扇の清掃
- ④水質の適性管理
- ⑤配管類の保温材の剥離、弁類の漏水、破損、腐食等がある場合、軽易なものは補修を行うこと
- ⑥その他、衛生設備等の軽微な修繕
- (7)衛生設備等の外注による修理時の立会
- ⑧臭気点検及び処理
- ⑨給排水点検及び処理
- ⑩(資料館)し尿汲み取りは適宜、実施すること
- ① (文化館・つばき館) 合併処理浄化槽の保守及び清掃

【つばき館設備仕様】

- ・処理方式:接触ばつ気方式による合併処理浄化槽
- ・槽の構造:FRP製
- · 処理対象人員: 30人 6.0 m³/日

【文化館設備仕様】

- ・処理方式:担体流動ろ過方式による合併処理浄化槽
- 槽の構造:FRP製
- ・処理対象人員:35人 7.0㎡/日
- ②点検事項について保守点検時に、点検内容及び状況等を報告書に記載すること

(5) 建築設備業務内容

- ①館内の扉の蝶番及びフロアヒンジの点検と注油(扉のガタ等、軽微なものは補修を行うこと)
- ②展示ケース等の点検 。特に展示スペースのガラス面については、事故につながらないよう十分に 注意しておくこと(ねじの緩み、木材の一部欠損程度のものは、補修を行うこと)
- ③建築物の外注による修理時の立会い
- ④その他建築設備の軽微な補修

(6) 共通事項

- ①定期的な巡視点検を行うこと
- ②設備関係消耗品の管理を行い、在庫に不足を生じたときは補充すること

【別紙4】

リスク分担表

項目	内容	負担者		
グロ	ri在	市	指定管理者	
物価変動	物価変動による人件費、物品費等経費の増		0	
金利変動	金利の変動による経費の増		0	
法令の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更(※1 参照)	0	0	
発出度の亦 更	施設の管理運営に著しく影響を及ぼす税制変更	協議によ	り定める	
税制度の変更	上記以外の税制変更		0	
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		0	
施設競合	競合施設による利用者減及び収入減		0	
改修整備	工事期間において、指定管理者が行う運営業務に影響 を及ぼす変更	協議によ	り定める	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止又は延期(※2参照)	0	0	
	経年劣化で小規模のもの		0	
	経年劣化で上記以外のもの	0		
施設・設備の損傷	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに 帰すべき事由によるもの		0	
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特 定できないもの		0	
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が 特定できないもの	0		
-) 1° + 6+) - 1-) 1 7	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに 帰すべき事由によるもの		0	
つばき館における 展示花木の損傷・ 枯死	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特 定できないもの		0	
行立ダに	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が 特定できないもの	0		
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩 又はこれに伴う犯罪等の発生		0	
炒 → ★. ○ □ → №	指定管理者が行う業務に起因する事故等によるもの		0	
第三者への賠償	上記以外のもの	0		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		0	
	地域との協調		0	
周辺地域・住民への対応	指定管理業務の内容に対する住民及び利用者からの 苦情、訴訟、要望への対応		0	
	上記以外のもの	0		
事業終了時の費用	指定期間の終了又は期間中途における業務の廃止の 場合の事業者の撤収費用		0	

※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更(法令の変更)

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 不可抗力への対応

- ・不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な現象をいいます。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含みません。
- ・不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとします。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとします。
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費等の負担は、市と指定管理者で協議します。
- ・避難所等として使用した場合において、新たに発生した経費等の負担については、市と指定管理 者で協議します。

※3 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害についてのリスクは、指定管理者が負うこととします。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害について、その 主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うことになり ます。

【別紙5】貸与品一覧(草野歴史資料館)

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
1	53245	湿度計	1/1	日本計量器工業 NWR9003 自動湿度計
2	56104	冷蔵庫	1/1	シャープ。 SJ713HA
3	92542	片袖机	1/2	$W1000 \times D600 \times H700$
4	92543	片袖机	2/2	W1000 × D600 × H700
5	92544	脇机	1/2	$W420 \times D730 \times H750$
6	92545	脇机	2/2	$W420 \times D730 \times H750$
7	92546	折りたたみテーブル	1/4	$W1800 \times D450 \times H700$
8	92547	折りたたみテーブル	2/4	$W1800 \times D450 \times H700$
9	92548	折りたたみテーブル	3/4	$W1800 \times D450 \times H700$
10	92549	折りたたみテーブル	4/4	$W1800 \times D450 \times H700$
11	92550	事務イス	1/2	⊐クヨ TSS CR-2
12	92551	事務イス	2/2	⊐クヨ TSS CR-2
13	92552	回転イス	1/1	オカムラ
14	92553	ロビーチェア	1/2	コクヨ W2000×D460×H400 4人がけ
15	92554	ロビーチェア	2/2	コクヨ W2000×D460×H400 4人がけ
16	92555	折りたたみイス	1/20	コクヨ C F -2
17	92556	折りたたみイス	2/20	□ク∃ C F -2
18	92557	折りたたみイス	3/20	コクヨ C F -2
19	92558	折りたたみイス	4/20	コクヨ C F -2
20	92559	折りたたみイス	5/20	コクヨ C F -2
21	92560	折りたたみイス	6/20	コクヨ C F -2
22	92561	折りたたみイス	7/20	コクヨ C F -2
23	92562	折りたたみイス	8/20	コクヨ C F -2
24	92563	折りたたみイス	9/20	コクヨ C F -2

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
25	92564	折りたたみイス	10/20	⊐/1∃ C F −2
26	92565	折りたたみイス	11/20	⊐ク∃ C F −2
27	92566	折りたたみイス	12/20	⊐ク∃ C F −2
28	92567	折りたたみイス	13/20	⊐ク∃ C F −2
29	92568	折りたたみイス	14/20	⊐ク∃ C F −2
30	92569	折りたたみイス	15/20	⊐ク∃ C F −2
31	92570	折りたたみイス	16/20	□クヨ C F -2
32	92571	折りたたみイス	17/20	□クヨ C F -2
33	92572	折りたたみイス	18/20	コクヨ C F-2
34	92573	折りたたみイス	19/20	ュク∃ C F -2
35	92574	折りたたみイス	20/20	□ //∃ C F −2
36	92575	耐火金庫	1/1	コクヨ HS-80
37	92576	展示ケース	1/1	陳列ケース W1730×D300×H1100
38	92577	整理棚	1/4	W1800×D600×H1815
39	92578	整理棚	2/4	W1800×D600×H1815
40	92579	整理棚	3/4	W1800×D600×H1815
41	92580	整理棚	4/4	W1800×D600×H1815
42	92581	整理棚	1/2	W1800×D900×H1815
43	92582	整理棚	2/2	W1800×D900×H1815
44	92583	温度計	1/1	安藤計器 自動温度湿度計

【別紙5】貸与品一覧(山辺道文化館)

	備品管理 番号	備品名	個数		規格
1	58576	片袖机	1/2	コクヨ	SD-S5F
2	58577	片袖机	2/2	コクヨ	SD-S5F
3	58578	会議テーブル	1/12	コクヨ	KT-PS601F1
4	58579	会議テーブル	2/12	コクヨ	KT-PS601F1
5	58580	会議テーブル	3/12	コクヨ	KT-PS601F1
6	58581	会議テーブル	4/12	コクヨ	KT-PS601F1
7	58582	会議テーブル	5/12	コクヨ	KT-PS601F1
8	58583	会議テーブル	6/12	コクヨ	KT-PS601F1
9	58584	会議テーブル	7/12	コクヨ	KT-PS601F1
10	58585	会議テーブル	8/12	コクヨ	KT-PS601F1
11	58586	会議テーブル	9/12	コクヨ	KT-PS601F1
12	58587	会議テーブル	10/12	コクヨ	KT-PS601F1
13	58588	会議テーブル	11/12	コクヨ	KT-PS601F1
14	58589	会議テーブル	12/12	コクヨ	KT-PS601F1
15	58590	ミーティングテーブル	1/2	コクヨ	MT-Y167
16	58591	ミーティングテーブル	2/2	コクヨ	MT-Y167
17	58595	スタッキングチェア	1/44	コクヨ	CK-805
18	58596	スタッキングチェア	2/44	コクヨ	CK-805
19	58597	スタッキングチェア	3/44	コクヨ	CK-805
20	58598	スタッキングチェア	4/44	コクヨ	CK-805
21	58599	スタッキングチェア	5/44	コクヨ	CK-805
22	58600	スタッキングチェア	6/44	コクヨ	CK-805
23	58601	スタッキングチェア	7/44	コクヨ	CK-805
24	58602	スタッキングチェア	8/44	コクヨ	CK-805

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
25	58603	スタッキングチェア	9/44	コクヨ CK-805
26	58604	スタッキングチェア	10/44	コクヨ CK-805
27	58605	スタッキングチェア	11/44	コクヨ CK-805
28	58606	スタッキングチェア	12/44	コクヨ CK-805
29	58607	スタッキングチェア	13/44	コクヨ CK-805
30	58608	スタッキングチェア	14/44	コクヨ CK-805
31	58609	スタッキングチェア	15/44	コクヨ CK-805
32	58612	スタッキングチェア	16/44	コクヨ CK-805
33	58613	スタッキングチェア	17/44	コクヨ CK-805
34	58614	スタッキングチェア	18/44	コクヨ CK-805
35	58615	スタッキングチェア	19/44	コクヨ CK-805
36	58616	スタッキングチェア	20/44	コクヨ CK-805
37	58617	スタッキングチェア	21/44	コクヨ CK-805
38	58618	スタッキングチェア	22/44	コクヨ CK-805
39	58619	スタッキングチェア	23/44	コクヨ CK-805
40	58620	スタッキングチェア	24/44	コクヨ CK-805
41	58621	スタッキングチェア	25/44	コクヨ CK-805
42	58622	スタッキングチェア	26/44	コクヨ CK-805
43	58623	スタッキングチェア	27/44	コクヨ CK-805
44	58624	スタッキングチェア	28/44	コクヨ CK-805
45	58625	スタッキングチェア	29/44	コクヨ CK-805
46	58627	スタッキングチェア	30/44	コクヨ CK-805
47	58628	スタッキングチェア	31/44	コクヨ CK-805
48	58629	スタッキングチェア	32/44	コクヨ CK-805

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
49	58631	スタッキングチェア	33/44	コクヨ CK-805
50	58632	スタッキングチェア	34/44	コクヨ CK-805
51	58633	スタッキングチェア	35/44	コクヨ CK-805
52	58635	スタッキングチェア	36/44	コクヨ CK-805
53	58636	スタッキングチェア	37/44	コクヨ CK-805
54	58637	スタッキングチェア	38/44	コクヨ CK-805
55	58638	スタッキングチェア	39/44	コクヨ CK-805
56	58639	スタッキングチェア	40/44	コクヨ CK-805
57	58640	スタッキングチェア	41/44	コクヨ CK-805
58	58641	スタッキングチェア	42/44	コクヨ CK-805
59	58643	スタッキングチェア	43/44	コクヨ CK-805
60	58644	スタッキングチェア	44/44	コクヨ CK-805
61	58645	保管庫	1/1	コクヨ S-D6355F1
62	58646	保管庫	1/1	コクヨ S-D6355GF1
63	58647	食器棚	1/1	コクヨ BK-W120F1
64	58648	衣類ロッカー	1/1	⊐Л∃ LK-4M
65	58649	シューズロッカー	1/1	コクヨ SX-K4F1N
66	58651	展示ケース	1/6	ITO FTS-513
67	58652	展示ケース	2/6	ITO FTS-513
68	58653	展示ケース	3/6	ITO FTS-513
69	58654	展示ケース	4/6	ITO FTS-513
70	58655	展示ケース	5/6	ITO FTS-513
71	58656	展示ケース	6/6	ITO FTS-513
72	58657	展示ケース	1/1	ITO GV2-S522

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
73	58658	展示ケース	1/1	ITO OSPD-317
74	58659	物品収納棚	1/3	コクヨ SE-E06426 シェルヒ`ンク`
75	58660	物品収納棚	2/3	コクヨ SE-E06426 シェルヒ`ンク`
76	58661	物品収納棚	3/3	コクヨ SE-E06426 シェルヒ`ンク`
77	58662	物品収納棚	1/2	コクヨ SE-L07426N シェルヒ`ンク`
78	58663	物品収納棚	2/2	コクヨ SE-L07426N シェルヒ`ンク`
79	58664	物品収納棚	1/1	コクヨ SE-E06626 シェルヒ`ンク`
80	58665	食器棚	1/1	コクヨ BK-W100F1
81	58666	雑誌棚	1/1	ITO M-915
82	58667	雑誌棚	1/1	ITO MA4-2
83	58670	作業台	1/1	コクヨ LA-ST15W-S
84	58673	傘立て	1/1	コクヨ US-40N
85	58675	ホワイトボード	1/1	コクヨ BB-R134W1W1NN
86	58696	幕	1/1	防災カーテン
87	61565	展示ケース	1/2	ITO FTS-513
88	61566	展示ケース	2/2	ITO GV2-S522
89	61568	展示パネル	1/1	福島工作所 Fke スタンダードパネル S 型
90	61569	展示パネル	1/1	福島工作所 Fke スタンダードパネル S 型
91	61573	展示ケース	1/1	W1500×D600×H900
92	66948	製氷機	1/1	RTI-25E1
93	66951	冷凍冷蔵庫	1/1	NR-FZ15N1
94	66953	ジューサーミキサー	1/1	BB-900 FMI バーブレンダ-
95	66955	衛生管理器具	1/1	CN-25W ホットフレッシュ タオルウォーマー
96	68266	応接テーブル	1/4	1200×750×700

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
97	68267	応接テーブル	2/4	1200×750×700
98	68268	応接テーブル	3/4	1200×750×700
99	68269	応接テーブル	4/4	1200×750×700
100	68270	応接テーブル	1/2	丸 900×750×700
101	68271	応接テーブル	2/2	丸 900×750×700
102	68272	スタッキングチェア	1/24	SFC ライルーSFG 11N
103	68273	スタッキングチェア	2/24	SFC ライルーSFG 11N
104	68274	スタッキングチェア	3/24	SFC ライルーSFG 11N
105	68275	スタッキングチェア	4/24	SFC ライルーSFG 11N
106	68276	スタッキングチェア	5/24	SFC ライルーSFG 11N
107	68277	スタッキングチェア	6/24	SFC ライルーSFG 11N
108	68278	スタッキングチェア	7/24	SFC ライルーSFG 11N
109	68279	スタッキングチェア	8/24	SFC ライルーSFG 11N
110	68280	スタッキングチェア	9/24	SFC ライルーSFG 11N
111	68281	スタッキングチェア	10/24	SFC ライルーSFG 11N
112	68282	スタッキングチェア	11/24	SFC ライルーSFG 11N
113	68283	スタッキングチェア	12/24	SFC ライルーSFG 11N
114	68284	スタッキングチェア	13/24	SFC ライルーSFG 11N
115	68285	スタッキングチェア	14/24	SFC ライルーSFG 11N
116	68286	スタッキングチェア	15/24	SFC ライルーSFG 11N
117	68287	スタッキングチェア	16/24	SFC ライルーSFG 11N
118	68288	スタッキングチェア	17/24	SFC ライルーSFG 11N
119	68289	スタッキングチェア	18/24	SFC ライルーSFG 11N
120	68290	スタッキングチェア	19/24	SFC ライルーSFG 11N

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
121	68291	スタッキングチェア	20/24	SFC ライルーSFG 11N
122	68292	スタッキングチェア	21/24	SFC ライルーSFG 11N
123	68293	スタッキングチェア	22/24	SFC ライルーSFG 11N
124	68294	スタッキングチェア	23/24	SFC ライルーSFG 11N
125	68295	スタッキングチェア	24/24	SFC ライルーSFG 11N
126	68296	児童イス	1/2	SFC 7° F-SFA 2N
127	68297	児童イス	2/2	SFC 7° F-SFA 2N
128	68298	アンプ	1/1	ONKYO FR-SX7(Y) CDMD チューナーアンプ
129	68299	冷蔵ショーケース	1/1	サンヨー SSR-165B
130	92585	電話機	1/1	シャーフ゜ UX-MF40CL
131	116818	冷凍冷蔵庫	1/1	三菱 MR-C37C
132	117971	スタッキングチェア	1/4	SFC ライルーSFG 11N
133	117972	スタッキングチェア	2/4	SFC ライルーSFG 11N
134	117973	スタッキングチェア	3/4	SFC ライルーSFG 11N
135	117974	スタッキングチェア	4/4	SFC ライルーSFG 11N
136	117975	応接テーブル	1/2	600×500×700
137	117976	応接テーブル	2/2	600×500×700
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				

別紙5】貸与品一覧(久留米市世界のつばき館)

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
1	101452	事務用机	1/2	TOYOSTEEL 1 O O CG-8 7 1 N
2	101453	事務用机	2/2	TOYOSTEEL 1 O O CG-8 7 1 N
3	101454	事務用椅子	1/2	TOYOSTEEL T-106
4	101455	事務用椅子	2/2	TOYOSTEEL T-106
5	101456	ミーティンク゛テーフ゛ル	1/1	TOYOSTEEL STY-1860-W
6	101457	会議用椅子	1/6	TOYOSTEEL MC-10TF-2
7	101458	会議用椅子	2/6	TOYOSTEEL MC-10TF-2
8	101459	会議用椅子	3/6	TOYOSTEEL MC-10TF-2
9	101460	会議用椅子	4/6	TOYOSTEEL MC-10TF-2
10	101461	会議用椅子	5/6	TOYOSTEEL MC-10TF-2
11	101462	会議用椅子	6/6	TOYOSTEEL MC-10TF-2
12	101463	折りたたみ椅子	1/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
13	101464	折りたたみ椅子	2/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
14	101465	折りたたみ椅子	3/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
15	101466	折りたたみ椅子	4/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
16	101467	折りたたみ椅子	5/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
17	101468	折りたたみ椅子	6/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
18	101469	折りたたみ椅子	7/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
19	101470	折りたたみ椅子	8/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
20	101471	折りたたみ椅子	9/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
21	101472	折りたたみ椅子	10/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
22	101473	折りたたみ椅子	11/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
23	101474	折りたたみ椅子	12/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
24	101475	折りたたみ椅子	13/50	TOYOSTEEL CF-100T-1

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
25	101476	折りたたみ椅子	14/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
26	101477	折りたたみ椅子	15/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
27	101478	折りたたみ椅子	16/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
28	101479	折りたたみ椅子	17/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
29	101480	折りたたみ椅子	18/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
30	101481	折りたたみ椅子	19/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
31	101482	折りたたみ椅子	20/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
32	101483	折りたたみ椅子	21/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
33	101484	折りたたみ椅子	22/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
34	101485	折りたたみ椅子	23/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
35	101486	折りたたみ椅子	24/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
36	101487	折りたたみ椅子	25/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
37	101488	折りたたみ椅子	26/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
38	101489	折りたたみ椅子	27/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
39	101490	折りたたみ椅子	28/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
40	101491	折りたたみ椅子	29/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
41	101492	折りたたみ椅子	30/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
42	101493	折りたたみ椅子	31/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
43	101494	折りたたみ椅子	32/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
44	101495	折りたたみ椅子	33/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
45	101496	折りたたみ椅子	34/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
46	101497	折りたたみ椅子	35/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
47	101498	折りたたみ椅子	36/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
48	101499	折りたたみ椅子	37/50	TOYOSTEEL CF-100T-1

	備品管理 番号	備品名	個数	規格
49	101500	折りたたみ椅子	38/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
50	101501	折りたたみ椅子	39/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
51	101502	折りたたみ椅子	40/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
52	101503	折りたたみ椅子	41/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
53	101504	折りたたみ椅子	42/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
54	101505	折りたたみ椅子	43/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
55	101506	折りたたみ椅子	44/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
56	101507	折りたたみ椅子	45/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
57	101508	折りたたみ椅子	46/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
58	101509	折りたたみ椅子	47/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
59	101510	折りたたみ椅子	48/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
60	101511	折りたたみ椅子	49/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
61	101512	折りたたみ椅子	50/50	TOYOSTEEL CF-100T-1
62	101513	収納台車	1/2	椅子用 TOYOSTEEL F-30
63	101514	収納台車	2/2	椅子用 TOYOSTEEL F-30
64	101515	会議用テーブル	1/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
65	101516	会議用テーブル	2/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
66	101517	会議用テーブル	3/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
67	101518	会議用テーブル	4/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
68	101519	会議用デーフ゛ル	5/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
69	101520	会議用デーフ゛ル	6/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
70	101521	会議用デーフ゛ル	7/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
71	101522	会議用デーフ゛ル	8/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3
72	101523	会議用テーブル	9/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3

	備品管理 番号	備品名	個数	規格	
73	101524	会議用テーブル	10/10	TOYOSTEEL OMT-1545T-3	
74	101525	収納台車	1/1	机用 TOYOSTEEL TD450	
75	101693	テレビ台	1/1	VTR-1260B	
76	101698	散水ホースリール	1/1	50m	
77	101699	モニター	1/1	TH-50A300	
78	101700	ブルーレイプレーヤー	1/1	DMP-BD79	
79	101701	パソコン	1/1	VAIO Tap21 SVT21218DJB	
80	101702	タブレット	1/1	iPad Rentina ディスプレイ WIFI32GB	
81	101703	パネル	1/5	ビニールレザーPBP-09121S	
82	101704	パネル	2/5	ビニールレザーPBP-09121S	
83	101705	パネル	3/5	ビニールレザーPBP-09121S	
84	101706	パネル	4/5	ビニールレザーPBP-09121S	
85	101707	パネル	5/5	ビニールレザーPBP-09121S	
86	101708	パネル	1/3	クロスパネル PB0918KB-SN	
87	101709	パネル	2/3	クロスパネル PB0918KB-SN	
88	101710	パネル	3/3	クロスパネル PB0918KB-SN	
89	101716	ユニットパネル	1/1	木製ラック	
90	101750	ロビー用テーブル	1/2	浮羽森林組合 W1800D800H700	
91	101751	ロビー用テーブル	2/2	浮羽森林組合 W1800D800H700	
92	101752	ロビー用チェア	1/7	浮羽森林組合ベンチ型	
93	101753	ロビー用チェア	2/7	浮羽森林組合ベンチ型	
94	101754	ロビー用チェア	3/7	浮羽森林組合ベンチ型	
95	101755	ロビー用チェア	4/7	浮羽森林組合ベンチ型	
96	101756	ロビー用チェア	5/7	浮羽森林組合ベンチ型	

	備品管理 番号	備品名	個数	規格	
97	101757	ロビー用チェア	6/7	浮羽森林組合ベンチ型	
98	101758	ロビー用チェア	7/7	浮羽森林組合ベンチ型	
99	101759	ロビー用チェア	1/4	浮羽森林組合丸太椅子	
100	101760	ロビー用チェア	2/4	浮羽森林組合丸太椅子	
101	101761	ロビー用チェア	3/4	浮羽森林組合丸太椅子	
102	101762	ロビー用チェア	4/4	浮羽森林組合丸太椅子	
103	102000	整理棚	1/1	トヨスチール HS45W-103D	
104	102001	物品収納棚	1/1	原田鋼業 A-7445-5	
105	102002	ホワイトボード	1/1	トヨスチール TAX34TDY	
106	102003	ホワイトボード	1/1	トヨスチール TMV36TD	
107	102004	案内板	1/1	トヨスチール NA-430W2	
108	102005	車イス	1/1	トヨスチール AR-101	
109	102006	スクリーン	1/1	トヨスチール C-556-1	
110	102007	傘立て	1/1	トヨスチール K-40	
111	102008	パンフレットスタンド	1/1	トヨスチール DP-C308	
112	102009	展示ケース	1/1	トヨスチール ZHA-6152-SL	
113	102010	台車	1/1	トヨスチール NHT-3 0 6	
114	102145	押し絵	1/1	縦 94cm×横 154cm	
115	102202	直圧式小型電動搾油機	1/1	KT23-100EL	
116	102203	粉砕機	1/1	幅 350×奥行 300×高さ 300 (mm)	
117	114305	冷凍冷蔵庫	1/1	冷凍ショーケース ダイレイ RIO-68SS	